

1 目的

調理が困難な在宅の高齢者の食生活の改善及び安否確認を行うこと

2 対象者

調理することが困難な方で

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 70歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 65歳以上のみの世帯で障害者又は要介護認定者のいる世帯
- (4) 日中、65歳以上の独居となる世帯又は70歳以上の高齢者のみとなる世帯

3 サービス内容

利用回数：ケアマネジャー等によるアセスメント（家族状況・健康状況・食事関連状況の確認）により、利用回数を判断します。

希望曜日：選択できます。

（土日利用は、月～金曜日まですべて利用している方のみ利用可）

自己負担額：お弁当の代金から340円（市助成額）を引いた金額（裏面参照）

4 サービスの流れ

- (1) 概ね午後0時30分までに業者がお弁当を自宅まで届けます。
- (2) 給食受取表に「受領印」又は「サイン」をしてお弁当を受け取ります。
- (3) 配達時に不在だった場合は、業者は伝言を置き、お弁当を持ち帰ります。その後業者に連絡をすれば、午後1時を限度に再配達を受けられます。
- (4) 再配達できなかった場合は、弁当代金の全額（自己負担額+市助成340円）を利用者が負担することになります。
- (5) 給食のキャンセルは、配達日の前日の午後5時までに業者に連絡してください。それ以降のキャンセルは弁当代金の全額（自己負担額+市助成340円）を利用者が負担することになります。

5 申請方法

- ・介護保険を利用している人 → ご利用のケアマネジャーに申し出る。
- ・介護保険を利用していない人 → 地域包括支援センターに申し出る。

お住まいの中学校区	地域包括支援センター名	電話番号
東山中	地域包括支援センター さとまち	96-3512
北中	地域包括支援センター 中部	71-0077
篠目中	地域包括支援センター 八千代	97-8069
西中	地域包括支援センター あんのん館	71-3173
南中	地域包括支援センター 更生	77-9948
安祥中	地域包括支援センター 松井	55-5355
明祥中	地域包括支援センター ひがしばた	73-8210
桜井中	地域包括支援センター 小川の里	73-3535

6 サービスをやめる時

業者へ連絡をし、その後速やかに廃止届を市へ提出する。

廃止届は、本人、家族、業者、ケアマネジャー等、どなたでも提出できます。（印不要）

転居時は業者及び市にご連絡の上、速やかに住民票を異動してください。

【 問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 電話 71-2223（直通） 】

市役所開庁時間の変更に伴う重要事項説明書等の変更対応 について

令和8年6月1日から、安城市役所の開庁時間に変更され、1時間45分短縮することとなりました。

これに伴い、各事業所で使用している重要事項説明書等の書類において、安城市役所の開庁時間を記載している場合（苦情相談窓口等）につきましては、令和8年6月1日から変更していただくようお願いいたします。

変更前 午前8時30分から午後5時15分まで

変更後 午前9時から午後4時まで